

記者発表資料
平成30年5月1日
竹の内産廃処分場対策室対策班
担当 船山, 加藤
内線 2691

「行政処分等の公表（廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく措置命令について）」

1 対象者の氏名及び住所

- (1) 氏名 菅野 清人（株式会社グリーンプラネット元代表取締役，元清算人）
住所 長野県須坂市
- (2) 氏名 三觜 邦介（株式会社グリーンプラネット元実質的経営者）
住所 神奈川県藤沢市

2 行政処分を行った年月日

平成30年5月1日

3 行政処分の内容

宮城県柴田郡村田町大字沼辺字竹の内290番地1外に設置していた産業廃棄物焼却施設に残置されているばいじん等の飛散，流出を防止する措置及びばいじん等に起因する汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止する措置を講ずることを命ずる。

4 行政処分の履行期限

- (1) 着手期限 平成30年 6月30日（土）
- (2) 履行期限 平成31年 4月30日（火）

5 行政処分の根拠法令

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第19条の5第1項

6 行政処分の原因となった事実

対象者は，株式会社グリーンプラネットが平成18年2月に清算終了してから現在まで本件焼却施設内に残置されているばいじん等について除去せず，何ら管理することなく放置した。

平成29年度に県が実施した調査により，焼却施設内に残置されていたばいじん等からダイオキシン類等について，特別管理産業廃棄物に相当する数値が検出された。焼却施設には腐食による多数の開口等が認められ，雨風等によりばいじん等の飛散，流出の可能性があり，法第12条第1項に規定される産業廃棄物処理基準に適合していない。また，今後焼却施設の腐食が進行し，倒壊した場合には，さらに広範囲へのばいじん等の飛散，流出の可能性があり，周辺住民等の生活環境への支障が生じるおそれがある。